



石綿障害予防規則等の一部を改正する省令及び厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令案概要

令和 3 年 12 月 13 日

労働基準局安全衛生部化学物質対策課

船舶の石綿事前調査者の要件及び事前調査結果の報告等に係る石綿障害予防規則等の改正について

- 「建築物の解体・改修等における石綿ばく露防止対策等検討会」の報告書（令和2年4月）において「引き続き検討」とされた船舶の石綿事前調査者の要件及び事前調査結果の報告等について、令和3年11月に同検討会において、以下の方向性がとりまとめられた。

<令和3年検討会の開催経緯>
船舶ワーキンググループ
令和3年10月8日～15日（書面開催）
令和3年10月20日（報告書とりまとめ）
本検討会
令和3年10月26日～29日（書面開催）
令和3年11月1日（報告書とりまとめ）

1. 事前調査結果の報告対象は、総トン数20トン以上の船舶を対象とすることが妥当
2. 船舶の事前調査者は、船舶の構造を熟知し、事前調査を適切に行うために必要な知識を有する者として、以下の要件を満たす者を設定することが適当
 - ① 小型船造船業法第10条に基づく「主任技術者」等を対象とし、石綿に係る知識・技能等の習得に特化した「船舶石綿含有資材調査者教育（仮称）」を受け、修了考査に合格した者
 - ② 建築物石綿含有建材調査者講習修了者であって船舶に係る簡易な科目と内容の教育を受けた者、石綿作業主任者技能講習修了者であって船舶石綿含有資材調査者教育及び船舶に係る簡易な科目と内容の教育の両方を受けた者

(参考) 建築物の解体・改修等における石綿ばく露防止対策等検討会報告書（令和2年4月）（抄）

- 事前調査を行う者の要件の新設
工作物及び船舶の事前調査についても、その適切な実施を確保するため、調査を実施する者に一定の知識等を付与するための仕組みや、付与すべき知識の内容等については、さらに検討を深める必要があるため、以下の点に留意しつつ、引き続き厚生労働省と関係機関が連携して検討を進めること。（後略）
- 解体・改修工事に係る届出制度の新設
船舶については、届出の対象とするべき石綿含有材料が使用されている可能性が高いと考えられる箇所が特定可能かという点も含め、引き続き厚生労働省と関係機関が連携して石綿等の使用実態の把握及び届出対象についての検討を進めること。（後略）

石綿障害予防規則等の一部を改正する省令及び厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令案概要

1 船舶の事前調査結果等の報告の義務付け

総トン数が20トン以上の船舶に係る解体工事又は改修工事を労働基準監督署への報告の対象とする。

<報告事項>

- ・事業者の名称、住所及び電話番号、解体等の作業を行う作業場所の住所
- ・工事の名称及び概要、調査終了日、工事の実施期間
- ・船舶の構造（総トン数）、石綿等の使用の有無、石綿無の場合の判断根拠、石綿有の場合のばく露防止措置の概要
- ・調査を行った者の氏名、講習実施機関の名称

2 船舶の解体又は改修の作業を行う際の事前調査を行う者の要件の新設

船舶に係る事前調査については、適切に当該調査を実施するために必要な知識を有する者として厚生労働大臣が定めるものに行わせなければならないこととする。

※具体的な要件については、告示で別途定める

3 事前調査結果等の報告様式の改正

1の改正及び電子情報処理組織を利用して報告を行うため、事前調査結果等の報告様式について所要の改正を行う。

施行日等

公布日：令和4年1月中旬（予定）

施行期日：公布の日

※1～3については、「石綿障害予防規則等の一部を改正する省令」（令和2年厚生労働省令第134号。1,3関係は令和4年4月1日施行、2関係は令和5年10月1日施行）の改正であるため、本省令自体は公布日施行だが、実際に改正規定が施行されるのは1及び3については令和4年4月1日、2については令和5年10月1日。